

○外務省告示第三百十三号

平成二十九年八月十一日にアデイスアベバで、ティグライ州中等学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 ティグライ州中等学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 十四億三千八百万円

3 贈与の供与期限 平成三十四年十月三十一日

4 署名者

日 本 側 齋田伸一在エチオピア大使
エチオピア側 アドマス・ネベベ財務・経済協力担当国務大臣

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○外務省告示第三百十四号

平成二十九年八月十一日にアデイスアベバで、坑口地熱発電システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 坑口地熱発電システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 十八億四千二百万円

3 贈与の供与期限 平成三十四年七月三十一日

4 署名者

日 本 側 齋田伸一在エチオピア大使
エチオピア側 アドマス・ネベベ財務・経済協力担当国務大臣

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○外務省告示第三百十五号

平成二十九年八月十一日にコナクリで、カボロ漁港整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 カボロ漁港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 十二億九千万円

3 贈与の供与期限 平成三十四年七月三十一日

4 署名者

日 本 側 迫久展在ギニア大使
ギニア側 カニ・ディアロ計画・国際協力大臣

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○外務省告示第三百十六号

平成二十九年八月十五日にカトマンズで、ネパール政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億円

3 贈与の供与期限 平成三十一年二月二十八日

4 署名者

日 本 側 小川正史在ネパール大使
ネパール側 シャンタ・ラジ・スベディ財務省次官

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○外務省告示第三百十七号

平成二十九年八月十七日にカンパラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億五千万円

3 署名者

日 本 側 亀田和明在ウガンダ大使
ウガンダ側 マティア・カサイジャ財務・計画・経済開発大臣

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○外務省告示第三百十八号

平成二十九年八月十七日にウンジャメナで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億円

3 署名者

日 本 側 岡村邦夫在チャド大使
世界食糧計画側 マリー・エレン・マクグロリー
ティ在チャド事務所所長

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○外務省告示第三百十九号

平成二十九年八月十八日にワガドゥグーで、ワガドゥグー東南部タンソバパス道路改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 ワガドゥグー東南部タンソバパス道路改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与の限度額 五十八億百万円

3 贈与の供与期限 平成三十七年十二月三十一日

4 署名者

日 本 側 池崎保在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側 アルファ・バリール外務・協力・在外ブルキナファソ人
大臣

平成二十九年九月一日 外務大臣 河野 太郎

○特許庁告示第九号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月一日 特許庁長官 宗像 直子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則^{16.1}(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十四万四千五百円		特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則^{16.1}(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁 二十二万九千六百円	
備考	表中の「」の記載は注記である。		

附 則

1 この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第三十一項の規定により、特定の国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして適用する同法附則第二十二項において準用する同法第四十三条の十一第四項の規定により、平成二十九年九月一日付けをもって、同条第二項の規定により埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資する二以上の国際戦略港湾として指定した名古屋港及び四日市港における同法附則第二十項の規定による埠頭群の区分及び同項第四号の規定による区域の指定を取り消すこととしたので、同法附則第二十二項において準用する同法第四十三条の十一第五項において準用する同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日 国土交通大臣 石井 啓一